

## 城山公園の管理に関する条例の一部を改正する条例

城山公園の管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 407 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表(第 7 条関係) 登閣料の基準額			別表(第 7 条関係) 登閣料の基準額		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
個人	1 人 1 回につき	1,200 円	個人	大人	1 人 1 回につき
団体 (30 人以上)	1 人 1 回につき	960 円		小人	〃
備考 中学生以下は、無料とする。			団体	大人	〃
				小人	〃
			備考		
			1	「小人」とは、小、中学生をいう。	
			2	「団体」とは、30 人以上の場合をい う。	

## 附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。